令和５年１月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

令和５年１月定例教育委員会付議議案　目次

※報告第１号、第４号議案、第５号議案については、非公開につき削除

報告第１号　専決処分の承認を求めることについて----------１
（教職員（小・中学校）の内申について）
報告第２号　専決処分の承認を求めることについて----------２
（臼杵市奨学生選考委員会委員の委嘱について）
報告第３号　専決処分の承認を求めることについて----------３
（臼杵市社会教育委員の委嘱について）
第１号議案　臼杵市教育委員会の所管に係る臼杵市個人情報保護条例施行規則の
廃止について　----------４
第２号議案　臼杵市立学校管理規則の一部改正について----------５
第３号議案　臼杵市立学校職員服務規程の一部改正について----------７
第４号議案　臼杵市体育施設条例の一部改正について----------９
第５号議案　他の普通地方公共団体の公の施設の利用に関する協議について----------10

報告第２号

専決処分の承認を求めることについて

臼杵市奨学生選考委員会委員の任命について、下記の通り専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成１７年臼杵市教育委員会規則第６号）第２条の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和５年１月２５日提出

臼杵市教育委員会教育長　　安　東　雅　幸

専決年月日　令和５年１月１０日

専決の内容　臼杵市奨学資金に関する条例施行規則第３条第２項の規定に基づき、令和５年１月１０日付で下記の者に任命する。

記

臼杵市奨学生選考委員会委員

氏　　名	住　所	所　属	備　考
氏川（うじかわ）　ひとみ	臼杵市	臼杵市民生委員児童委員協議会	任命 （新任）

任期：令和５年１月１０日～令和７年１月９日

理　由

臼杵市民生委員児童委員協議会主任児童委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要があるため。

報告第３号

専決処分の承認を求めることについて

臼杵市社会教育委員を委嘱することについて、下記の通り専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成１７年臼杵市教育委員会規則第６号）第２条の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和５年１月２５日提出

臼杵市教育委員会教育長　　安　東　雅　幸

専決年月日　令和４年１１月３０日

専決の内容　臼杵市社会教育委員条例（平成17年条例第201号）第３条の規定に基づき、令和４年12月１日付けで下記の者に委嘱する。

記

民生委員児童委員協議会

氏　　名	住　所	所　属	備　考
石井（いしい）　一明（かずあき）	臼杵市	臼杵市民生委員児童委員協議会	委嘱 （新任）

任期：令和４年１２月１日～令和５年５月３１日（前委員の残任期間とする）

理　由

任期途中で所属団体の役員交代が生じ、変更の届け出を受けたため。

第１号議案

臼杵市教育委員会の所管に係る臼杵市個人情報保護条例施行規則の廃止について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成１７年臼杵市教育委員会規則第６号）第１条第１項第２号の規定に基づき議決を求める。

令和５年１月２５日提出

臼杵市教育委員会教育長　　安　東　雅　幸

臼杵市教育委員会規則第１号

臼杵市教育委員会の所管に係る臼杵市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

臼杵市教育委員会の所管に係る臼杵市個人情報保護条例施行規則（平成１７年臼杵市教育委員会規則第１２号）は廃止する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

理　由

令和３年５月に公布されたデジタル改革関連法により、個人情報の保護制度が見直しされることとなり、乱立していた個人情報保護のルールが段階的に「個人情報の保護に関する法律」いわゆる「個人情報保護法」へ一元化されることとなった。令和４年１２月定例市議会において「臼杵市個人情報保護条例」の廃止（令和５年４月１日施行）が承認されたことから、この条例に紐づけられている「臼杵市教育委員会の所管に係る臼杵市個人情報保護条例施行規則」を廃止する必要があるため。

第２号議案

臼杵市立学校管理規則の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成１７年臼杵市教育委員会規則第６号）第１条第１項第２号の規定に基づき議決を求める。

令和５年１月２５日提出

臼杵市教育委員会教育長　　安　東　雅　幸

臼杵市教育委員会規則第２号

臼杵市立学校管理規則の一部を改正する規則

臼杵市立学校管理規則（平成１７年臼杵市教育委員会規則第１８号）の一部を次のように改正する。

第４２条第１項中「臼杵市個人情報保護条例（平成１７年臼杵市条例第１３号）並びに」を削る。

様式第１号中「 印 」を削る。

様式第２号及び様式第３号中「　臼杵市立　小(中)学校　校長氏名　印　」を「　臼杵市立　小(中)学校　校長氏名　」に改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

理　由

令和３年５月に公布された、デジタル改革関連法により、個人情報の保護制度が大きく見直されることとなり、乱立していた個人情報保護のルールが、段階的に「個人情報の保護に関する法律」いわゆる「個人情報保護法」へと一元化さ

れることとなり、これにより、１２月定例市議会において、本年度末日限りでの臼杵市個人情報保護条例の廃止を提案し、承認を受けたところである。

このため、同条例の引用につき、本規則第４２条の整備を行うものである。

なお、「個人情報の保護に関する法律」への用語の置き換えも検討したが、同法には、公文書の管理に言及した条文はないため、単純に臼杵市個人情報保護条例の引用を削除することとする。

また、学校長より臼杵市教育委員会へ申請及び届け出するにあたり、学校長印を利用する様式となっているが、ペーパーレス化及び事務負担の軽減を図るため、公印を使用しない運用をとれるよう改正する。

第３号議案

臼杵市立学校職員服務規程の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成１７年臼杵市教育委員会規則第６号）第１条第１項第２号の規定に基づき議決を求める。

令和５年１月２５日提出

臼杵市教育委員会教育長　　安　東　雅　幸

臼杵市教育委員会訓令第１号

臼杵市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

臼杵市立学校職員服務規程（平成１７年臼杵市教育委員会訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第１７条中「第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法」を削り、「掲げる職員」の次に「及び同法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

第２５条第１項中「（平成１７年教育委員会規則第１８号）」を削り、「第２４条を」を「前条を」に改める。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

理　由

令和３年６月に公布された地方公務員法の改正法により、令和５年４月１日から、職員の定年退職年齢の引き上げやこれに伴う諸制度が実施されることとなったところである。

これにより、地方公務員法の条文の大規模な改正があったところであるが、本訓令第１７条（営利企業等の従事許可手続）において、「非常勤職員の例外」の

定義で引用している法第２８条の５（再任用短時間勤務職員）が削られ、代わりに法第第２２条の４（定年前再任用短時間勤務職員）が該当することとなるため、規定の整備を行うものである。

また、併せて軽微な体裁修正を行うこととする。